明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

二　装備品等の製造、修理又は改造の能力についての認定その他の行為に関して我が国と同等以上の基準及び手続を有すると国土交通大臣が認めた外国において、当該基準及び手続により当該認定その他の行為を受けた者が製造、修理又は改造をし、かつ、その耐空性について確認した装備品等

三　日本産業規格その他の標準化された規格に適合する部品

四　その他国土交通大臣が定める装備品等

（削る）

第二十五条　（略）

2　前項の申請書に添付すべき書類及び提出の時期は、次の表に掲げる区分による。

区分		添付書類	提出の時期
一	法第十八条第一項の承認を受けた設計に基づき修理又は改造をする航空機	一　第二十六条の五の規定により交付がされた修理改造設計承認書の写し又は第四十一条第一項の規定により交付がされた設計基準適合証の写し	（略）
		二　（略）	
		三～六　（略）	（略）
二	（略）		
三	次条第二項及び第三項に規定する航空機以外のもの	（略）	
	次条第二項に規定する航空機	一　第二十二条の規定により交付がされた型式証明書の写し、第二十三条の三若しくは第二十三条の六の規定により交付がされた追加型式設計承認書の写し又は第四十一条第一項の規定により交付がされた設計基準適合証の写し 二　修理又は改造の計画（航空機の修理又は改造のための設計に係る部分を除く。）	作業着手前
		三　飛行規程（変更に係る部分に限る。）	
		四　整備手順書（変更に係る部分に限る。）	

第二十四条の二　（略）

第二十五条　（略）

2　前項の申請書に添付すべき書類及び提出の時期は、次の表に掲げる区分による。

区分		添付書類	提出の時期
一	法第十七条の二第一項の承認を受けた設計に基づき修理又は改造をする航空機	一　第二十六条の五の規定により交付がされた修理改造設計承認書の写し又は第四十一条第一項の規定により交付を受けた設計基準適合証	（略）
		二　（略）	
		三～六　（略）	（略）
二	（略）		
三	次条第二項に規定する航空機以外のもの	（略）	
	次条第二項に規定する航空機	一　第二十二条の規定により交付がされた型式証明書の写し、第二十三条の三若しくは第二十三条の六の規定により交付がされた追加型式設計承認書の写し又は第四十一条第一項の規定により交付がされた設計基準適合証の写し 二　修理又は改造の計画（航空機の修理又は改造のための設計に係る部分を除く。）	作業着手前
		三　飛行規程（変更に係る部分に限る。）	
		四　整備手順書（変更に係る部分に限る。）	

一及び二に掲げる航空機以外の航空機